

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度について

山口県土木建築部住宅課住宅課・健康福祉部長寿社会課

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）が一部改正され、平成 23 年 10 月 20 日から施行されることになりました。

主な改正は、サービス付き高齢者向け住宅登録制度の創設（国交省・厚労省共管）、高齢者円滑入居賃貸住宅（高齢者専用賃貸住宅を含む）登録制度・高齢者向け優良賃貸住宅認定制度の廃止です。

◆サービス付き高齢者向け住宅とは

- ・バリアフリー構造等を有し、入居者に対し状況把握・生活相談サービス等の生活支援サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県・政令市・中核市の長(※)に登録された住宅です。

※山口県の場合、山口県知事又は下関市長。

- ・登録基準があります。（右表）

◆登録制度

- ・サービス付き高齢者向け住宅事業者は、建築物ごとに、登録を受けることができます。（5年毎の更新）
- ・登録簿に登録された住宅の情報は、登録窓口やホームページ等で、誰でも閲覧できるようになります。

◆登録方法 ※H23.10.20 受付開始

- ・申請書は制度専用HP <http://www.satsuki-jutaku.jp/> で入力等できるようになります。
- ・登録窓口に、申請書・添付書類（平面図等）を提出してください。

窓 口	山口県内（下関市内を除く）で事業を行う場合 → 山口県住宅課（民間住宅支援班）：県庁 12 階
	下関市内 で事業を行う場合 → 下関市建築住宅課：市役所 6 階

- ・登録には、手数料が必要です。（新規申請、更新申請）（申請 1 件につき）

手 数 料	区分（戸）	～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～70	71～100	101～
	金額（円）	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000	48,000	60,000	72,000

※山口県分は山口県収入証紙で納付（県庁 1 階山口県刊行物センター等の県証紙売りさばき所で購入）。

※下関市分は現金で納付。

- ・登録内容に変更が生じた場合は変更届、事業廃止の場合は廃業届を提出してください。

◆その他

- ・整備費に対する補助制度（サービス付き高齢者向け住宅整備事業※国の直接補助、要応募）があります。詳細は、事業HP <http://www.koreisha.jp/> をご覧ください。

◆問い合わせ先

- ・山口県土木建築部住宅課（民間住宅支援班） TEL. 083-933-3883
- ・山口県健康福祉部長寿社会課（施設班） TEL. 083-933-2793

下関市内で事業を行う場合は、下関市建築住宅課 TEL. 083-231-4101 にお問い合わせ下さい。

主な登録基準

※「別途基準」（山口県独自基準）なし。

入居者	<ul style="list-style-type: none"> ・単身高齢者世帯 ・高齢者同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている親族） ※「高齢者」60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者
住 宅	<ul style="list-style-type: none"> ・各居住部分の床面積は、原則 25㎡以上。 ・各居住部分に、原則、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備えたもの。 ・バリアフリー構造であること。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも状況把握（安否確認）、生活相談サービスを提供。
契 約	<ul style="list-style-type: none"> ・権利金その他の金銭を受領しない契約であること。（敷金、家賃・サービス費及び家賃・サービス費の前払金のみ徴収可。） ・入居者の同意を得ずに居住部分の変更や契約解除を行わないこと。